

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆シルバー人材センターの会員を募集しています
〈お知らせ〉		◆令和7年三股町はたちの成人式を開催します
	2	◆ふるさとまつり会場で献血バスによる献血を行います
	3	◆令和7年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます
	4	◆三股町結婚新生活支援事業のお知らせ
	5	◆「長田峡ライトアップ」を開催します
		◆「三股町文化祭」を開催します
	6	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	7	◆シルバー人材センターからのお知らせ
		◆家内労働(内職)情報をお知らせします
〈保健と福祉〉	8	◆令和7年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります
〈子ども〉		
〈農林畜産業関連〉	9	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相 談〉		◆「行政相談」を実施します
	10	◆「人権相談」を実施します
		◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	11	◆「無料法律相談」を実施します
		◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いします。

ふるさと納税推進室

防災無線の放送内容が『フリーダイヤル』で確認できます！

フリーダイヤル ☎ 0120-71-1417 ☎ 0120-71-1418

※以前の番号から変更となりましたのでご注意ください。また、どちらの番号でも同じ内容が流れます。

「よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい」、「発令された避難情報を確認したい」という人は、電話で音声確認できます。フリーダイヤルのため、通話料金は発生しません。また、防災ポータルサイトでは文章で確認ができます。



三股町防災ポータル
サイトはこちらから
防災無線の内容以外
にも防災情報を発信
しています。

【電話で確認する際の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を、当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。
※少し時間をおいて、かけなおしてください。

【お問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎ 52-1110 (直通)



募 集

◆シルバー人材センターの会員を募集しています

あなたの能力や経験を「シルバー人材センター」で生かしてみませんか。

会員の条件は、町内に住んでいる原則60歳以上で経験や能力を生かす仕事がしたい人、健康で働く意欲のある人です。

■仕事の内容 =

①技術分野 … 自動車運転、樹木剪定、網戸張替、大工仕事

②管理分野 … 施設管理

③軽作業分野 … 清掃、除草、商品管理、農作業、草刈、樹木消毒

④サービス分野 … 家庭内の掃除・洗濯、病院付き添い

派遣業務 … 上記各分野のうち請負・委任でできない労務の提供の仕事
(例:企業、店舗、事業所などで清掃、管理業務 運転業務、
そのほかの作業)

◎希望する人は、会員登録をお願いします。会員になるための入会説明会は、平日に行っていますので、まずは、電話にてお問い合わせください。

入会手続きに必要なもの = 所定の申込書類、会費、
互助会会費(年3,000円)

◎仮登録制度 = 希望する仕事を事務局で斡旋し、仕事が見つかったときに会員の申し込みをする制度で、登録した時点では会費はいりません。

★お申し込み、お問い合わせは、
公益社団法人 三股町シルバー人材センター
三股町大字樺山3890-5
☎:52-7150 ファクス:52-8715
をお願いします。



お知らせ

◆令和7年三股町はたちの成人式を開催します

令和7年三股町はたちの成人式を次のとおり開催します。

■日 時 = 令和7年1月5日(日)
午前10時30分～正午(予定)

■会 場 = 町立文化会館

■受 付 = 午前10時～

■対 象 = 平成16年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた人

※対象者には案内はがきを送付しています。

※参加希望者は、案内はがきに掲載した二次元コードから、またはお電話で申し込みを行ってください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。

◆ふるさとまつり会場で献血バスによる献血を行います

安全な血液製剤を安定して供給するために、献血へのご協力をお願いします。

期 日	11月10日(日)
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時
場 所	ふるさとまつり会場内 (受け付けを行った後、献血車内で行います)

【事前予約のお願い】

待ち時間の短縮、混雑回避のため、事前予約のご協力をお願いします。
また、スケジュール管理にも役立ちます。

■事前予約の方法

- ①宮崎県赤十字血液センターのインターネット会員サイト
「ラブラッド」に会員登録して予約する。
「ラブラッド」への会員登録方法と予約方法は
県赤十字血液センターの公式サイトを確認してください。



「ラブラッド」への
ログイン、会員登録はこちら

- ②11月8日(金)の午後5時までに電話で予約する。
宮崎県赤十字血液センター血液推進課
☎:0985-50-1800

■献血アプリ「ラブラッド」をダウンロード(無料)するとより便利です。

- 献血の予約
- 事前の Web 問診
- そのほか、うれしい特典満載



iPhone



Android

献血バスの流れについて



※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。

【400mL 献血基準】

■年齢・体重 男性:17歳～69歳、女性:18歳～69歳 ※65歳以上は60歳～64歳に献血経験のある人に限る。 体重:男女とも 50kg 以上	■出血を伴う歯科治療をした人へ 3日間献血ができません。 出血を確認していなくても歯石除去をした人も3日間献血ができません。
■3日以内にお薬を飲んだ人 お薬の名前を知らせてください。 献血可能なお薬と不可能なお薬があります。	■食事と睡眠について 食事と睡眠は十分に取ってください。 食事抜き・睡眠不足の人は献血ができない場合があります。
■1年以内に予防接種を受けた人 予防接種の種類をお伝えください。 ※コロナワクチン(ファイザー・モデルナ)接種後48時間経過で献血可能 インフルエンザワクチン 接種後24時間経過で献血可能	
■その他 ・1 カ月以内に海外へ行った人は献血ができません。 ・1 カ月以内にピアスの穴をあけた人は献血ができません。 ・今まで輸血・臓器移植を受けた人は献血ができません。 ・コロナウイルスに感染した人は約 1 カ月献血ができません。 (濃厚接触者の人は2週間) 上記以外にも献血には基準があります。不明な点はお問い合わせください。	



★お問い合わせは、町健康管理センター ☎:52-8481(直通)をお願いします。

◆令和7年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます

町では経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学校給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています(以下、「就学援助」)。希望する人は、お子さんの在学する(新小学1年生は就学時健康診断を受けた)学校へ申請を行なってください。なお、学校から配付される「希望調査書」は希望しない人も全員提出してください。

■援助を受けることができる人 =

生活保護受給者に準ずる程度に困窮しており、町就学援助規則第2条に該当する保護者。

※認定基準を満たしていても、所得状況、就労状況、家賃額、自動車残価などによっては支給対象とならない場合があります。

■援助の内容 =

- ①学用品費・通学用品費
 - ②新入学児童生徒学用品費・通学用品費
(年度当初に認定された新小学・新中学1年生のみ)
 - ③校外活動費 ④修学旅行費
 - ⑤学校給食費 ⑥医療費
 - ⑦日本スポーツ振興センター災害共済掛金
- ※いずれも別に定める限度額の範囲内で援助します。



■申請方法 =

- 各学校に用意してある「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、お子さんの在学する(新小学1年生は就学時健康診断を受けた)学校に提出してください。
- 申請書は、学校ごとに1枚必要です。
- 現在受給中の人も毎年申請が必要です。

■「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給について =

来年度、新小学1年生または新中学1年生になるお子さんの保護者に対して、「■援助の内容」のうち、入学前に「新入学児童生徒学用品費」を支給します。希望する人は、お子さんの在学する(新小学1年生は就学時健康診断を受けた)学校へ申請書を取りに行き、提出してください。

◎入学前支給を申し込むことができる人は、次の要件を全て満たす人です。

- ①「■就学援助を受けることができる人」に該当すること
- ②申請する時点で町内に住んでいる人
- ③お子さんが町立の小・中学校または国・県が設置する小・中学校に入学予定の人

※令和7年3月31日以前に町外へ転出する場合や、世帯の状況が変わって就学援助の要件に該当しなくなった場合は対象となりません。また、入学前支給を受けた後で、町外へ転出した場合は、転出先自治体へ「新入学児童生徒学用品費」の支給を行なったことを通知します。

■提出期限 =

○新小学1年生：

11月15日(金)までに就学時健康診断を受けた学校へ提出してください。
申請書は、就学時健康診断を受けた学校へ各自取りに行ってください。

○新小学2年生～新中学1年生：

お子さんが在学する学校にお問い合わせください。
就学援助希望調査で“希望します”と回答した人には在学する小学校を通じて申請書を配付します。

○新中学2・3年生：

お子さんが在学する学校にお問い合わせください。
就学援助希望調査で“希望します”と回答した人には在学する中学校を通じて申請書を配付します。



■認定審査の方法＝

提出された申請書などにより、学校長と民生委員・児童委員などの意見を参考にしながら町教育委員会で審査して認定します。

■審査結果のお知らせ＝

「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を希望した申請者には2月上旬ごろ、その他の申請者には4月中旬ごろまでにお知らせします。

■町内在住で、町外の小・中学校へ在学もしくは就学予定の人＝

○4月から町外の中学校へ就学予定：

町内小学校在学の場合は、在学している学校で申請を行ってください。

○上記以外で、既に町外の小・中学校へ在学しているなどの場合は、町教育委員会へ申請書を取りに行き、提出してください。

なお、町外の学校に就学する場合は、「■援助の内容」について、一部は学校所在地の市町村での支給対象となりますので、学校または学校所管の教育委員会へお問い合わせください。

★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 学校教育係(町中央公民館内)

☎:52-9314(直通)をお願いします。

◆三股町結婚新生活支援事業のお知らせ

町では、新婚生活のスタートを応援するため、住宅取得費用などの一部を補助しています。

対象世帯	①～③の条件を全て満たす人 ①令和6年1月1日以降に婚姻した ②婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下 ③夫婦の合計所得が500万円未満(※直近の所得証明書の額)
対象経費	4月1日～令和7年2月28日までに支払った費用が対象となります。期限を過ぎる場合は、ご相談ください。 ◎引越費用 婚姻を機に町内に引越する際に必要とした経費のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用。 ◎住宅賃貸費用 婚姻を機に新たに契約した住宅の賃借に必要とした費用または既に契約済みの住宅で婚姻日または婚姻を機に同居を始めた日以後の住宅の賃借に必要とした費用のうち賃料、敷金、礼金、共益費や仲介手数料。 ◎住宅取得費用 婚姻日から起算して1年前の日以後に婚姻を機に新たに取得した住宅の購入または新築に必要とした費用。 ◎住宅リフォーム費用 婚姻日から起算して1年前の日以後に婚姻を機に新たに実施した、住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築や設備更新などの工事費用。
補助金額	最大30万円
受付期間	令和7年2月28日(金) 午後5時まで

申請する人は、対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、事前に担当課へお問い合わせください。



町公式サイト

★お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係 (3階 ②番窓口)

☎:52-1114(直通)をお願いします。

◆「長田峡ライトアップ」を開催します

今年も紅葉シーズンにあわせて、地元「長田峡きらめき隊」主催で公園内のモミジや滝をライトアップします。モミジと峡谷美の昼間と夜間の姿の違いをぜひご覧ください。散策の際は、足元に十分注意してお楽しみください。

■日 程 = 11月9日(土)～12月8日(日)

■点灯時間 = 午後5時～午後8時
※荒天などで中止する場合があります。

■場 所 = 長田峡公園(三股町大字長田6580-1)
※自然公園ですので、特に雨天後は滑りやすく歩きづらい場所もあります。運動靴などでお越しください。

■主 催 = 長田峡きらめき隊
※長田峡公園の清掃、整備活動など長田峡を中心とした地域活性化を目的に平成31年3月に発足。

■共 催 = 宮崎をひかりで変える委員会

■協 力 = 長田地区自治公民館連絡協議会、“いきいき集落”長田、
長田地区さんさんクラブ

※詳細は、町公式観光サイトなどで決まり次第案内します。

★お問い合わせは、
長田峡きらめき隊(長田地区過疎対策協議会)
☎:54-1286
をお願いします。



町公式観光サイト



◆「三股町文化祭」を開催します

毎年、多くの個人・団体が出展する「三股町文化祭」を、今年も次のとおり実施します。

絵画・書・木工・陶芸など、各分野の芸術作品が一堂に展示されます。

町ふるさとまつりと同日の開催となります。ご家族、ご友人をお誘い合わせのうえ、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

■日 時 = 11月9日(土) 午前9時～午後5時
10日(日) 午前9時～午後4時

■場 所 = 町武道体育館



★お問い合わせは、
教育課 文化振興係(町立文化会館)
☎:51-3462 をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

※設置する前に、申請が必要です。

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたまままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



◎制限運転をはじめましょう～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆シルバー人材センターからのお知らせ

そば打ち体験を開催します。そば打ち体験後に、そばの試食もします。また、試食後にシルバー人材センターの役割についても案内しますので、ぜひ参加してください。

【そば打ち体験】

■日 時 = 12月5日(木) 午前10時30分～午後0時30分
※午前10時から受付

■会 場 = 町シルバー人材センター

■参 加 費 = 無料

■対 象 者 = 町民(年齢不問)
※申し込み順による10人限定

■申込方法 = 町シルバー人材センターに直接申し込みをお願いします。

■締 切 日 = 11月20日(水)

※エプロン、バンダナ、マスクを持参してください。

★お申し込み、お問い合わせは、
公益社団法人 三股町シルバー人材センター
三股町大字樺山3890-5
☎:52-7150 ファクス:52-8715
をお願いします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年9月24日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受 付 日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、**宮崎 内職** で **検索** してください。

◆令和7年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります

入園希望者は、新規・継続にかかわらず各園へ早めにお問い合わせください。
また、退園・転園希望者も早めに各園または福祉課へお知らせください。
申し込みは、次の要領で行ってください。

■申込書等配布日・場所 ＝

配布日：11月1日(金)から配布します。
場 所：入園希望の保育園・認定こども園

※園が児童数を把握する必要があるため、書類の受け取りは、必ず希望する園でお願いします。

■受付期間・提出先 ＝

受付期間：11月1日(金)～12月13日(金)(保育園、認定こども園)

提 出 先：第1希望の園・継続利用する園

※受付期間以降も受け付けますが、期間内に必要書類を提出した人を優先します。

※1号認定の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。

※1号と2号の併願の場合は、2号認定での受付となります。

※定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。

※2号・3号認定は、町外の保育園・認定こども園への入園には制限があります。

※年度途中でほかの保育園・認定こども園への転園は認められません。

■提出書類 ＝

【新規入園者】

- 支給認定申請書兼入園申込書(児童1人につき1部)
- 就労証明書(2号・3号認定を申請する人)

【継続利用者】

- 現況届(児童1人につき1部)
- 就労証明書(2号・3号認定を申請する人)

■マイナンバーについて ＝

新規入園者は、入園申込書に同居家族含む世帯全員のマイナンバーの記入が必要です。

■無償化に関する申請(新2号) ＝

1号認定で預かり保育が必要な人・満3歳以上で認可外保育園を利用する人は、別途、施設利用等利用給付認定の申請手続きをお願いします。

■認定区分について ＝

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間	保育園・認定こども園
			保育短時間	
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間	保育園・認定こども園
			保育短時間	

※2. 3号の年齢は令和7年4月1日現在の年齢



★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、豚熱、高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン国内でも発生しており、発生農場の経営に多大な損失が発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52－9088（直通）をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります
ので、気軽にご相談ください。

期 日	11月5日（火）	11月18日（月）
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52－1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。
※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	11月5日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	ば ば しんご くわはた みよこ 馬場 真吾、 栗畑 実余子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

- ★お問い合わせは、
- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
 - ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 11月22日(金)
時 間	【都城市】 午後1時～4時
場 所	【都城市】 消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



- ★お申し込み・お問い合わせは、
- 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
 - 都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜に「法律相談」を実施しています。

期 日	11月20日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 お願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 お願いします。